

# 令和4年度予算編成方針

赤穂市

## 令和4年度予算編成方針

令和3年10月15日

本市の財政構造は、令和3年度予算において現時点で3億7千6百万円の財源不足を計上するなど、極めて厳しい状況にある。

国では、感染症の克服と経済の好循環の実現に向けて、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども子育て支援を推進する投資を重点的に促進するとともに、財政健全化の堅持に向けて、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組み、経済・財政の一体的な改革を引き続き推進することとしている。

また、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル化の加速やグリーン化の実現、新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、国土強靱化をはじめとする安全・安心なくらしの実現などに取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとしている。

これらを念頭に、令和4年度の予算編成にあたっては、国の予算編成の動向把握に努め、適切に対応していく必要がある。

歳入面においては、長引くコロナ禍の影響により、市税収入などの一般財源の先行きは不透明であり、その安定的な財源の確保が困難な状況にある一方で、歳出面においては、社会保障関係費や公債費が引き続き高水準で推移するほか、老朽インフラの維持管理・更新費用や加速するデジタル化への対応など、行政需要は増大することが予測される。

また今後、一般会計からの病院事業に対する経営支援を行う必要性が見込まれる中で、増大し多様化する行政需要に的確に対応していくためには、個々の事業における緊急性、必要性を慎重に見極め、費用対効果、後年度への財政負担等を精査し、事業の抜本的な見直しを行い、行財政体質の強化、充実を図る必要がある。

以上について、部長、課長は、各所属の共通認識として徹底し、職員の意識改革を図り、時代の変革に的確に対応しメリハリのついた効率的な予算編成を行うものとする。

## 令和4年度予算編成要領

令和4年度予算編成方針に基づき、下記の要領により予算編成事務を進められたい。

### 記

#### I 予算編成の基本的事項

令和4年度の予算編成にあたっては、行財政体質の強化・充実と財源不足額の圧縮を図ることを念頭に、編成方針を踏まえ、経費の思い切った節減・合理化に努めるものとする。

また、コロナ禍の状況を踏まえ、国・県の予算や経済対策等の動向に特に留意することとする。

議会の意見、職員提案については、施策の優先順位、財源などを十分に検討のうえ反映させるよう努めること。

##### (1) 事務事業の見直しと予算の重点的配分

「選択と集中」により、施策・事業の優先順位について厳格な選択・重点化に取り組み、限られた財源の効率的かつ重点的な配分を行うこと。

なお、既存の事務事業については、漫然と継続するのではなく、事務事業評価も踏まえ、次の基準により、1件ごとに事業内容や経費全般にわたる見直しを行うこと。

- ① 不要・不急なもの、効果の乏しいもの、また、既に目的を達成し、社会経済情勢の実情に合わなくなったものはないか。
- ② 社会的公正、公平の観点から受益者負担を求めるべきものはないか。
- ③ 他部門において目的が類似・重複するものはないか。
- ④ サービスが過剰になっているものや、負担の公平性を欠いているものはないか。
- ⑤ 自助、共助、公助の観点から、国・県・市・民間団体等の役割分担を的確に判断し、責任分野と経費負担区分の明確化、経費の節減が図れるものはないか。
- ⑥ 市が直接実施するよりも、民間に任せる方がより効果的になるものはないか。

##### (2) 補助金の見直しの徹底

「補助金交付基準」（平成20年10月）に基づき、個々の補助金の必要性、効果等の検証を行い、補助率・対象経費等の抜本的な見直しを徹底すること。また、これまでの慣例や習慣にとらわれることなく、また、漫然と補助し続けるのではなく、実績報告や繰越金等の内容を精査するほか、補助対象者に対し適切にヒアリングを実施し、適正な補助金等の積算・見積りを行うこと。

積算根拠、補助率等について、必要な場合は予算査定時にヒアリングを実施することで、予算編成事務にあたり、特に留意すること。

(3) 国・県補助事業への対応

国・県の補助事業等については、国・県の予算編成、地方財政対策の動向に留意するとともに、既存補助金等の廃止、縮減の状況把握に努め、適切な水準で見積もること。

また、その他制度改正があるものについても、費用負担区分のあり方と導入について十分検討するとともに、国・県補助金等が廃止、縮減をされるものについては、地方交付税措置など代替財源が明らかな場合を除き、**原則として市費への振替は認めない**ので、事務事業の廃止、縮減を行うこと。

(4) 新規事業への対応

新規事業については、特に後年度負担、緊急性、費用対効果等を十分検討の上、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、**既存の事務事業の廃止、縮減による財源の組み替え等によって財源をねん出し対応すること。**(厳守)

また、その事業内容、性格などに応じ、**各事業の終期の設定又は見直し時期の設定(サンセット方式)を必ず行うこと。**(3年以内とする)

(5) 自主財源の積極的確保

自主財源については、歳入の主力を占めることから、その確保には積極的に、かつ全力を尽くし、市税の課税客体の完全な捕捉と徴収率の向上に努めること。

特に、ネーミングライツの導入のほか、広告料収入、ふるさと納税など増収に努めること。

(6) 総合予算制度の徹底

当初予算は、行政を総合的かつ計画的に推進するため、原則として年間予算(通年予算)で編成することとし、年間を通じて予測されるすべての収入・支出を的確に積算すること。このため年度途中における予算補正は、制度の改正、災害関連経費などの特別な事由のあるもの、又は編成段階で特に協議したもの以外は行わない。

(7) 補助団体等の自立的運営の推進

**補助団体については、補助対象経費等を全面的に見直すこと。**特に外郭団体については、徹底した経費の節減・合理化を進め、効率的な管理運営に努めるものとする。

(8) 企業会計・特別会計の健全経営

独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、経営的

視点に立った事業運営の一層の効率化による支出の抑制と積極的な収入確保に努め、財政の健全化を図ることとし、一般会計に準じた編成とする。

#### (9) 部長による部門調整の強化

各部長においては、部内予算について規律あるマネジメントを行い、経営感覚を持って事業の選別を行うこと。

施策の構築にあたっては、横断的な視点を持ち施策の効果を高める余地がないか、所属の枠にとらわれず連携、調整、情報交換・共有を行うこと。

学校園をはじめとする施設の所管課においては、施設の現状を十分把握し、優先順位等を精査・調整のうえ、現実的な予算要求を行うこと。

## II 予算編成の具体的事項

### 1 歳入に関する事項

歳入については、収入が確保されてはじめて支出が可能となることを再認識し、社会経済情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に努めること。

特に、収入源の完全捕捉、徴収率の向上、滞納整理の強化、収入未済額の縮減、適切な受益者負担の確保に努めること。

#### (1) 市 税

コロナ禍の影響や今後の税制改正、社会経済情勢の動向、市民所得の推移等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案のうえ、的確な額を見積もること。

#### (2) 分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入

住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って、利用者負担金等を適正に徴収するとともに、経費との関連を検証し、的確な額を見積もること。なお、過去の実績、対象件数、単価等の基礎資料を明確にして積算すること。

また、広告料収入などの増収にも努めること。

#### (3) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性、費用対効果等の精査・検討を行い、市債発行額や一般財源所要額を考慮の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に十分留意し、的確な額を見積もること。なお、近年、国の認証事業費が補

助要望額と乖離するケースが多くなっており、留意すること。

#### (4) 市債

世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮し適切な活用を図ること。

#### (5) 財産収入

市有財産の現況を的確に把握し効率的に活用するほか、公共施設のほか、あらゆる媒体へのネーミングライツの導入などにより増収に努めること。

また、未利用地など処分可能な財産について、改めて洗い出しを徹底するとともに、常時募集販売するなど、その売却促進について様々な方法を検討すること。

#### (6) その他の収入

上記以外の収入についても、金額の多少にかかわらず貴重な財源という認識に立ち、収入の拡大と積極的な財源確保に努め、適正な見込額を計上すること。

特に、ふるさと納税については、地場産業の振興の観点からも担当所管だけでなく、全庁的にアイデアを出し合うなど、創意工夫により増収対策を図ること。

## 2 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、従来の経費節減を行うのみでは現下の財源不足の状況を改善できないことを十分認識し、ゼロベースの視点で事務事業全般にわたり廃止・縮小・統合などの抜本的な見直しを行い、事業の再構築を進めること。

### (1) 経常的経費

経常的経費については、資料4に定める基準により算定することとし、次の経費については、枠配分するので、その範囲内で見積もること。

#### ① 枠配分対象経費

##### ア 物件費、維持補修費

- ・令和3年度当初予算比90%を目途とする。
- ・燃料費・光熱水費・使用料(リース料、下水道使用料)は100%、委託料は100%とするが、定例的に行われてきた保守委託など、その業務内容、必要性、入札方法等を再検討すること。

※長期継続契約が可能なリース、委託契約については、複数年契約などにより経費の節減合理化を図ること。

※庁用車については、利用状況を精査し、部・課などの単位においての

共同利用をはじめ、効率的な運用により台数を削減し経費の節減を行うこと。

イ 補助費等

- ・補助金については、I 予算編成の基本的事項 (2)「補助金の見直しの徹底」のとおり。
- ・研修参加負担金、各種団体補助金は90%を目途とする。
- ・報償費、その他は100% (ただし、研修、講演等に係る報償費については、改めて積算額の妥当性を検証すること。)

② その他の経費

ア 人件費

一般職員に係る給与費は人事課において積算するが、計画的・効率的な事務執行に努め、休日・時間外勤務の縮減に取り組むこと。

イ 扶助費

過去の推移、不用額の状況等を十分精査の上、関係機関との調整を密にし、対象人員・単価等の的確な把握に努め、厳格に見積もること。なお、市単独事業については、基準、対象要件、金額、事業効果等について十分精査し、統合や廃止も視野に入れた見直しを行うこと。

ウ その他

その他の経費についても、安易に前年度予算額に基づくのではなく不用額や実施状況等を十分精査し、削減・見直しを図るものとする。

(2) 投資的経費、臨時的経費

投資的経費については、実施計画に計上された事業費を限度に、事業の緊急性・必要性・投資効果等を考慮し、優先順位の高いものから事業の選別・選択を行い、既存事業の一時凍結、廃止まで踏み込んだ見積りとする。

また、臨時的経費については、經常的経費に準じて枠配分を前提とした見積りとするとともに、その必要性を精査するなど事務事業全般にわたり徹底した見直しを行うこと。

- ① 継続事業については、緊急性・優先度等を再検討し、ゼロベースから事業費を精査すること。
- ② 補助事業については、国・県等の歳出削減の動向を勘案して、十分精査し、的確な認証見込額により計画すること。

補助対象者に対し適切にヒアリングを実施し、適正な補助金等の積算・見積りを

行うこと。

③ 単独事業

ア 事業費が100万円未満のものについては、原則として類似事業の統合や事業の廃止などの見直しを徹底して行うこと。

イ 臨時的経費のうち、令和3年度末で3年以上経過する事業については、原則として事業の終了やゼロベースからの積み上げを前提に見直しを行うこと。

④ 令和4年度特定重点枠事業

下記の項目に係る施策のうち、令和4年度において新規、重点的に取り組む事業について「特定重点枠事業調書」でも予算要求すること。

なお、予算編成方針時点で財源不足が生じている状況であることから、予算要求にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存の事務事業の廃止、縮減による財源の組み替え等によって対応することを原則とする。

【令和4年度特定重点項目】

- 人口減少抑制策（人口の自然減・社会動態を改善する取組）
- ウィズコロナ・ポストコロナ対応策（デジタル化の推進を含む）
- 地域活性化策（交流・関係人口を創出する取組）

3 その他の留意事項

- ・ 予算見積りにおける積算基礎については、詳細かつ明確にすること。
- ・ 計画が他の部課と関連がある場合には、事前に調整を行うこと。

4 予算見積書の提出等

(1) 提出日 11月18日（木）正午まで

(2) 提出書類 各1部

- ① 主要施策総括表
- ② 歳入予算要求書
- ③ 経常的経費
- ④ 臨時的経費
- ⑤ 投資的経費
- ⑥ 特定重点枠事業調書